

補助金交付申請書

年 月 日

遠賀町長 様

申請者

住 所

氏 名

(※)

電話番号

(※) 自署しない場合は、記名押印してください。

遠賀町老朽危険家屋等解体補助金交付要綱第7条の規定により、補助金実施計画書等を添えて次のとおり申請します。この書類の記載の事実と相違ありません。

1 補助金の名称	遠賀町老朽危険家屋等解体補助金
2 建築物所在地	遠賀町
3 建築物所有者	
4 所有者との続柄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他 ()
5 補助対象事業費	千円 (千円未満切捨て)
6 補助金交付申請額	千円 (千円未満切捨て)

※補助金額は老朽危険家屋等の解体に要する費用に1/2を乗じて得た額以内で50万円を限度とする。

添付書類

- (1) 補助金実施計画書（様式第4号）
- (2) 工事施行業者からの解体工事見積書（写し）

【以下は必要に応じて添付】

共有者（相続人）の同意書（様式任意）

相続人が確認できる戸籍謄本（写し）

その他 ()

同意事項及び宣誓事項

- 1 補助金の交付決定の審査において、対象物件の固定資産税の課税資料及び申請者の遠賀町の町税等の納付状況について調査されることに同意します。

※町税等…町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、上・下水道使用料、下水道受益者負担金、介護保険料、後期高齢者医療保険料、町営住宅使用料、学校給食費、保育料

- 2 申請者及び対象物件の所有者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないことを誓います。
- 3 申請内容の確認及び他の補助制度の活用状況等について、関係機関へ調査することに同意します。